

である。論者の所謂 “good welfare” 及び “bad welfare” に關するものである。此の施設は多く個々勞働者の扶助を目的とするものに依つて、取扱はるるもので、男子勞働者よりも寧ろ婦人勞働者に就いて見る事が多い。

勿論幸福増進の施設を爲すものは、常に勞働者に所謂 “good welfare” を與ふる計畫を爲す所の一種の専門家たるべきである。然しながら、施設者に些かなりとも、偏頗なる處置があれば、一部の怨恨を招き、結局折角の施設も、望ましからぬ制度となつてしまふ。幸福増進施設者の目的とすべき點は、凡べての失職の場合、及び就職契約（勿論職業の差異から来る異同はあるであらうが、此の點は暫く措く）の點に就き注意を與ふる事である。更に加ふるに、個々の勞働者の一人宛て出來高を記録し、出來高の減少は、多く其の者の健康状態の不良に基くものであるが、若し然る時は、休息又

は他の方法を以つて、之れを未然に防止すべきである。實に勞働者の健康状態の一般監査は、幸福増進施設者の當然の務めであるのである。同時に又た適當なる住宅設備について、等閑に附するべからざる主要問題である。軍需省扶助局 (Welfare Department of the Ministry of Munition) は此の點に關し、特殊の覺書を刊行し、幸福増進施設監督官の職務は、婦人勞働者、青年及び幼年勞働者が、作業に從事せる工場に對して最も効果があり。殊に婦人が男子に立混つて就業する所に於て、最も其の必要が痛切であると述べた。多くの私設會社は、當局者の行へる此の施設に對し、種々の有効なる證據を提供した。

若し夫れ、幸福増進施設者にとつて、最も重要なことは少年勞働者問題である。蓋し小兒が十四歳で勞働に從事するのは、未だ何等思慮のな

い時期であつて、未だ普通は恐らく通學中の時期であらう。（此の點は恐らく近き將來に於て改良せらるべき所である。）而かも工場に於ては、全力を傾注し、終日の劇務の果てたる後に於て、何等健康的な娛樂のあるを聞かない。であるから、是等の小兒に對しては、その私的生活にまで立ち入つて注意する監督者を要する。少年労働者をその休養時間中に集めて、精神的發達を計り、斯くして彼等の從事せる仕事に、相當の興味を覚えしめ、軽がて成人となる日に、彼等を賢明なる市民たらしむる事を主とする監督官設置に就いては、從來屢々諸種の意見のある所である。幸福増進施設中、現在に於て、最も重要なのは、少年労働者に關する問題を描いて他にないのである。

註 軍需省より發行せる『工業に於ける幼年労働者』“The boy in Industry”

は此の問題に就いて、最も興味ある小冊子である。

第十一章 住宅問題

幸福増進施設の意義を擴張すれば、當然住宅問題を包括する。一見せば、労働者の住宅問題は、雇主が關係する範圍外にあるやうである。觀念上或はさうであらうし、實際又た現在個々の雇主に對して、其の使用者の住宅設備に關する責任を負擔せしむることは不可能であらう。然しながら、廣義に於ては、此の事は雇主にとつて、痛切なる利害關係がある。如何となれば、労働者にして非衛生的住宅に住居する時は、到底その仕事に對して全能率を發揮すること不可能であるからである。だから、雇主なるものは、宜しく一致團結して、労働者の住宅改善について努力すべきものである。労働者にとつて、此の問題が頗る重大であることは論を俟たない。政府

の發表せる説明に依れば、労働者の密集生活の弊を緩和せんが爲めには、イングランド及びウエルスのみで、三十萬戸乃至四十萬戸の住宅を要すべく、此等はすべて該地方の細民窟を除去せんが爲めに、住宅の不足補充に充つべきものである。然らば茲に所謂密集生活 (overcrowding) の意義はどうか。政府の執れる解釋は、一室に（居室寢室何れを問はず）二人以上上のものの常住せる時は、既に密集生活であると云ふ。例令ば或る家屋が二つの寢室と一つの居室を備ふる時は、この家屋は六人以上の人を收容しなければ、密集状態とは云ふことが出來ない。勿論之れは最下級の標準を示したものであるが、而かも一九一一年に於ける國勢調査報告に依れば、少くとも國民の十分の一以上は、前述の如き密集生活状態にあると云ふのである。

斯かる不當なる状態が、文明社會に存在することの不都合は、一般に認めらるゝ所であつて、更に密集的でなくとも、一家屋が多數の労働者に依つて占領せらるゝことは、喜ぶべき現象ではない。例令ば浴室の設備に就いて見るも、或る階級の者、例令ば手を汚す職業に從事するものにとつては、熱湯の供給ある浴室の設備を必要とすべく、然かも此等の者のみの爲めに、一浴室を備ふることは不可能であるからである。

地方政府は、此の問題を取扱ふ權限はあつても、その解決策に至つては誠に微々たるものである。實例を見るも、地方當局者よ、寧ろ或る一二三の大企業家によつて、此の種の施設の行はれることが多い。(例令ば、ヴィッカース商會 Messrs Vickers)

註 ヴィッカース商會の行へる住宅計畫の興味ある統計は、フットン氏

(Mr J. E. Hutton) の『幸福増進施設及び住宅問題』("Welfare and Housing") なる著書に明かである。

現在に於ては、家屋の價格は、次第に高價となり、低廉なる家賃では、投資金に對する相當の收入を得ることが出來ない。元來家賃なるものは、純粹の所得金のやうに見えるが、實はさうでない。集金費を別とするも、時には修繕費を要するし、之れを控除したる純收入は、到底投資に對して相當の收入とは稱すべくもない。

それが救済策としての唯一の方法は、地方政府が住宅設備を施すか、又は此の種の私的施設に資金の前貸をするかである。近來に至つて、此の目的のために、公設住宅の設置せられたものは頗る多い。その費用は勿論労働者のみから徵收すべきものでないから、その負擔は間接に社會全般に歸

するものである。多くの雇主は、自己の會社と産業及び救濟組合 (The Industrial and Provident Society) 條例に依つて登記し、地方住宅施設組合 (The Rural Housing Organisation Society) の補助を受けて、或る範圍まで、此の必要に應ずることが出来る。かくして其場合は、資本に對する利息を五分、又はそれ以下に制限して、所要資金の三分の二を公的事業資金補助委員會 (The Public Works Loan Commissioners) より擔保付きにて借用することが出来る。

尙ほ此の問題は、根本的には此の點に關する法律の制定、及び近來頓に増加せる地方官廳財政逼迫と相俟つて、考慮するを要するものである。然しながら、雇主も亦た之れに無關心となつてはならぬ。各雇主はその地方當局者を督勵して、此の施設を補助促進するの要あることは明らかである。

(議院法に依つて簡単なる手續をもつて、私的補助を獎勵した。)

我が英國內各部に於けるが如き悲惨なる生活狀態は、その住民の精神上に痛切なる影響を及ぼし、之が新らしき施設の下に除去せらるるは、將來を俟つの外ないのである。此の住宅問題は、此れのみでは些細なやうに見えるが、外見に誤られて、窮に妥協的態度に出るのは、甚しい誤りである。且つ又た、政府當局の報告書に示さるゝバロー市 (Barrow) に於けるが如き、密集生活の弊を思へば、一刻も猶豫すべからざる性質を有するのである。若しも此の報告書に示すが如き、六人の家族が一室に居住すべく餘儀なくさるものとすれば、國民保健上、精神的にも肉體的にも由々しい一大事で、軽ては吾人が既に屢々耳にする産業不安を育成する原因でなくてはならぬ。之れを要するに、大いなる慰安餘裕の下に生活する富者にして、

此の種の状態が、如何に重大なる意義ありやを自覺するに至つたならば、住宅問題の難關は、何等躊躇する所なく確實に解決し得べきことは、疑のない所である。

第十一章 産業不安

世人は、産業不安を以つて、新らしき現象となすものがある。然しながら、決して新らしき事柄ではなくして、戦前より既に存し、そして今後も尚ほ存續するであらう。又た此の事は、必ずしも不健全なる状態の徵象とのみ目すべきではない。若しかかる不安が理論に基き、經濟的錯誤に基かないものならば、却つて活氣あり、發展性ある社會の自然的状態であると稱すべきである。

産業不安と云ふことは、決して新らしい事柄ではないけれども、一般的注意は、戰時中從前に比して、著しく之れに集中せられ、一九一七年同問題研究の爲めに、委員會の任命を見た。その發表したる報告は、頗る價值

あるものであつて、此の問題に對して貢献する所尠くはない。此の調査の明かにせる所に據れば、産業不安の原因は、産業のみ専門に關係あるばかりでなく、更に又一層廣汎なる問題と關聯する所がある。一例を擧ぐれば、人間が低廉なる勞銀に對して、極めて長時間の勞働に服せなければならぬとすれば、勞働時間が何故に斯く長くして、勞銀が何故に斯く低廉でなければならぬか。何故にその生活が沈鬱にして精彩なく、當然の休息と慰安との機會が極めて少ないか等に就いて、疑ひを抱くは蓋し自然の理である。此の報告の摘示する所に據れば、産業不安の原因は、凡べての階級の人間の我儘と、一致協同の利益を知ること少ないのと、又『自己の欲する所を之れを他に施せ』と云ふ格言を忘れたるに基くのである。固より多くの例外もあつて、雇主の側にも勞働者的人間としての欲求を、充分に

認むる者尠くはない。然しながら、問題は是れ等の欲求を承認しない他の大多数の雇主のあるに因るのである。

是等の意見は、委員會の發表した報告に於て、強き証明を與へられたが、固より産業不安の原因としては、他に一層技術的性質を帶びたものである。その一とも見るべきは、時局中雇主と被傭者との間の爭議の調停が、屢々遅れたことである。此の争議を附議したる官省は、多くの場合繁忙を極め、斯くて問題は二ヶ月も三ヶ月も拋棄せられた。固より斯くして遂には仲裁判決は與へられたが、同時にその遷延せるが爲めに、次第に高まり来る不平がある。政府は勞働者の艱苦を看過すとの感情を高め、延いては此の不平は苦惱となり、終には同盟罷業を惹起した。只だ一方に於て、相當に忍耐力を有し、且つ政府各官廳當事者も、行動上多くの艱難を有せる

事を理解する者のみは、仲裁遲延の止むなきを知り、同盟罷業の舉に出づるは、非愛國的不必要の行動である旨を了解するけれども、元來此等の爭議は、一層速かに之れに注意を集中して、不必要な労働者の焦慮を除くは、決して不能事ではない。次ぎに仲裁判決に對する不信任の感情を誘起する事尠くはないが、之れはその仲裁判決が、語句上頗る難解事に基くのである。仲裁判決要旨の語句は、假令法律上又は高等常識上正確でなくとも、簡明なるを第一要件とする。之れに加ふるに、仲裁者は偏頗を避くる爲め、高等法院の判事等の如きものより、選任せらるゝ事多い爲めに、資本家階級からばかり、之れを出すものであるとの偏見を抱くものがある。言ふ迄もなく、戰時中の勞働狀態は、著るしく不安の感情を誘起し、而かも國家艱難の時であるから、之れを除去することが出來なかつた。現今

平和の時に於てすら、産業不安の重大なる原因はその排除の方法を適當に施さなければ、猶ほ存續するであらう。此の一時は特に此の問題の爲めに設置せられたる委員の報告中に躍如として現はれてゐる。特にウエールズ(Wales)及びマンモースシャイア(monmouth shire)に關する第七回報告に於て然るのである。

之れを要するに、産業不安の重なる原因中には、労働者を單に機械の歯車の如く考へ、人間として遇することをしない雇主のあることを忘れてはならない。斯かる雇主にとつては、労働者は自己の取扱ふ一の財貨に過ぎない。ハロルド・コックス氏が、『産業界の發達』("Industrial Development" by Mr. Harold Cox)に關する演説中の語に依れば、僅かに二十年前倫敦東部の一工場の門前に左の掲示の掲げられたのを見たと云ふことである。

「當工場に雇傭せらるる労働者は、一時間前の通告を以つて、當然解傭せらるべし。工場管理者亦た之れ以上長き退職通告期間を労働者に期待せず」

と云ふのである。

斯かる態度は、労働者の側に險惡なる感情を抱かしむるに過ぎないものである。幸にして今日に於ては、兩者の關係も稍々良好となつたが、今尚ほ改善の餘地が多い。現在に於ける労働者の前途は、未だ曖昧模糊たるを免れないものである。

産業不安の大なる原因となつたものは、他に二つある。労働者がその労働を繼續する條件に關し、發言の機關を有せないことが其の一つである。彼等が一般にその雇主の繁榮に依つて、何等の分受を配けないこと其の二

つである。前掲の報告書に依れば、資本に對して、純益の五分に當る配當を爲たる後、労働者にも、幾分を分配したる後に於ては、勞資の關係、極めて良好であつたと云ふ。尙ほ此の事實に對する確證は頗る多い。

次ぎに仕事なる觀念を全然別としても、現世教育進歩の結果、更らに一層廣汎なる範圍に亘れる労働問題がある。即ち人間としての生活享樂、及び労働者一般の日常生活狀態に注意し來れることである。であるから、職工住宅の設備の不完全、及び餘りに多くの人を容れたる紡績工場等が問題となり、労働者も亦た斯くの如き狀態の下に在るは、果して一般人士の能く耐へ得る所であるや否やを疑ふこととなつたのは、寧ろ當然のことである。

更らに又社會の各方面に對する要求に就き、大なる不平等がある。労働

者は過度の労働を要求せらるゝ爲めに、當然受くべき餘暇を與へられないとの念を抱き、單に労働に没頭するのみでなくして、市民らしき待遇を受けなければならないとの念は一層高まつて來た。

此種の自省の結論として、當然到達すべきことは、現在の社會組織に何等かの不正がある。此の禍因が産業不安を激成する最も強い原因であることをである。

第十三章 工場委員

吾人は近き將來に於て、廣く資本労働の問題が、聯合産業會議に依つて、解決せらるべきことを豫想する。斯かる會議體の肝要なることは、何等疑ひのない所である。そして更に多くの點に於て一層主要なるものは、以下に於て述ぶる工場委員である。その理由とする所に二つある。

第一、工場委員は紛擾をその源泉に於て處理することが出来る、蓋し産業紛議の大半は、双方が互に誤解してゐると、事態が重大に赴くまで、等閑視せらるゝ事とに在るが故に、若し之れ等の紛議がその發生の當初に於て、處理せらるれば、その解決も容易であるし、従つて産業會議に附托して、徒らに之れを遷延し、労働者に不安の念を生ぜしむる事を避けるこ

とが出来る。

第二、全労働者が管理者に親密に接觸し、因つて雇主にも何等かの困難なる事情あるを知悉し、雇主も亦た労働者の意見の實現に努力するのは、望ましいことである。之れに反して、労資の接觸が、各地方又は各職業を網羅せる大いなる會議を通じてのみ圖らるゝものとすれば、全労働者は自己の利害を託したるとの間が疎隔したと云ふ感を強むるであらう。

各聯合産業會議には、夥多の工場委員が在るであらう。全労働者は、それに依つて遙かに良く産業上の要望を知悉し、自己の意見が、相當の注意を拂はれてゐるを念ふべきである。我が英國の労働者は、公平なる取扱を受けてゐると悟るならば、決して非常識の舉には出ない。此不公平なる取扱を受けたとの疑は、最も痛切なる不満足の原因となるものであつて、之

れを除去するには、工場經營者が、全労働者と親密なる關係を結び、兩者互に他を了解するの外はないのである。

單に労働者の代表ばかりから成つてゐる工場委員（又は労働委員）は、久しい以前から世に知られ、所謂工場委員運動（The Shop steward movement）として育成せられた。

然しながら、茲に論ずるは、聯合工場委員の事であつて、その精髓はホイットレー氏の報告に推舉する所で、労働者と管理者と双方の代表者を出すにあるのである。此の方法、組織に依れば、最も有効なる結果を得らるゝだらうし、被傭者の代表者が管理者と離れて彼等の間に於ける問題を考察するを決して妨ぐる事がない。

斯かる委員は、労資兩者各同數の代表者をもつて組織せられ、各個人の

投票は完全に自由であつて、その解決は各人の理否得失に依つて爲されなければならない。然しながら、此の種の委員制が、實際満足に行はるゝや否や、疑ひなきを得ない。恐らくは最初に於て、労働の代表者は相倚つて支持し協力すべき一定の政策を確立せなければならぬ。そして此の委員の手には實行強要力なきが故に、管理者が労働者と同數の代表者を出すも、敢えて不都合はないのである。又た委員選任に完全なる自由が行はるゝから、その中には望ましからぬ過激論者をも含むだらうとの危懼の念を抱く者もある。けれども、之れは杞憂に過ぎない。過激論者が委員の一人となるのは、却つて非常に好都合である、如何となれば彼等は斯くして自己の所説が、根據なきを知り、軽ては同僚の良好なる指導者となるに至るからである。若し選舉に制限を設くるならば、唯一の合理的制限は候補者が一

定の年限中、勞務に服したとの事實である。非常に大規模の工場に在つては各分系小工場から委任を出して、その上に全體として主任者を置くをする。

委員會の會議は、規則正しい間隔を置いて執務時間中に開かれなければならぬ。討議の題目に關しては、双方の意見の能く評價せられんが爲めに、可及的に廣汎であるを可とする。前記の如く、委員には實施力がないから、その委員を構成する各員中には、決議を實行し得る相當數の經營者を含まなければならぬ。さうでなければ労働者は實際には經營者と提携したのではないとの感を生ずるであらう。その最も希望すべきことは、兩者共に虛心坦懐、如何なる紛議も、決して秘密にせられないと云ふ念を與ふることである。

此種の委員の價值に關しては、此の制度を運用したる工場の實驗を擧示すれば足るのである。労働者の發表したる工場委員に關する報告中には興味ある詳細の結果を掲げた。是等の工場中には、ハンス・レノルド（Hans Renold） ロールス・ロイス（Rolls-Royce） フェニクス・ダイナモ會社（Phoenixe Dinamo Company） バー氏、ストロウド氏、及びローラントウリー氏商會、（Barr and Stroud, and Rowntree and Company）等がある。此等の工場委員は、古い沿革を有つてゐて、新たに聯合委員制に依らないものもある。又た時としては第一委員會に於ては單に一般の福祉のみを取扱ひ、第二委員會に於て、賃銀、出來高、賃率工場組織、生産額等、直接產業に關する事項を取扱ふことがある。之れに反して、小工場に在つては、同一委員の手に依つて、兩目的を遂行するを常とする。之れを要するに、些細なる點に

於て、可否の意見はあつても、一般の見解としては、斯かる委員は非常に有効であつて、従つて労働狀態の圓滑と親密なる關係とを期待するに難くはないと言ふに在るやうである。

第十四章 建設の方策

資本と労働との間に蟠まれる相違に就いては、既に屢々論争の目的となり、理論上は種々の複雑なる問題をも明らかにすることが出来た。然しながら、單に理論上ののみで建設的努力をすることだけでは、論争もその實効はない。時は短かく、必要は急迫した、かるが故に、若し現在の束縛的状態を解放したる時、産業不安が除去せらるべきことが出来るとすれば、雇主労働者、及び國家の三者が、遲滞なく團結的行爲を執ることは誠に切望に堪えない所である。

手段と政策は此等の三者に依つて執られ、且つ又樹てられねばならないことは明らかである。既述せる所に依つて、吾人の要望する所を表示すれ

ば、次の如くである。

A 雇 主

一、労働者と一層親密なる關係を結ぶこと、斯くして誤解を除き、互にその困難なる事情を辨識することが出来る。此の點に關して、主なる手段は聯合産業會議を組織し、各特殊の産業に生ずる廣汎なる諸問題を協同處理することである。然しながら、現在に於ては、一層必要であることは工場委員制である。此種の委員は各階級に直接接觸し、紛議を其の發生の當初に於て處置し、事態をして重大に陥らしめざることを得るものである。

二、労働者に労働（雇傭）條件に就いて發言權を與ふることである。是れ亦た工場委員制採用に依つても、直ちに實行することが出来る。

三、労働時間の短縮 一週間の労働時間を短縮し（例へば一週四十八時間制とし）而かも常に定時外の作業を爲さしめ、又は一週の賃率を低減するが如きことを行はなければならない。

四、利益の分配 雇主は可成的に被傭者に對し、事業の利益を分配し、又は出來高に依つて、賞與を與ふべき方法を講せなければならぬ。但しその一般的方策に至つては、茲に述べる暇がない。

五、地位の確保 雇主は互ひに協同して、失業問題の惹起を妨止するであらう。

B 労 動 者

一、紛議に關し協同一致すること如何なる紛議も、雇主との圓滿なる解決を旨として自由に討議し、その基礎としては相互の忍耐と、茲に労働者が多い。

の繁榮は、資本家の制限を受け、資本家の繁榮は労働者に依つて制限を受けると云ふ事の實現である。是れが實行も、亦た工場委員制に負ふ所が多い。

二、生産額につき拘束を受けない事。

三、資本の保護 労働者の代表者が雇主の代表者と爲したる協定に忠實に服従すること。

四、同盟罷業を避くる事 同盟罷業は、他の解決手段が、悉く失敗に歸し調停効なきに至り、始めて最後の手段としてのみ用ふること。

C 國 家

一、地位の確保 政府は各種の産業が失業問題に對して備ふる所あるや否やを研究し、若し必要あらば、之れを目的とする計畫に財政上の援助を

與へなければならぬ。

二、住宅の設備 政府は地方當局を督勵して、労働階級に充分で適當な住宅の設備を提供しなければならぬ。

以上述べたのは、吾人が考慮すべき點の一班に過ぎない。けれども、此の種の計畫に於ける雇主、労働者、國家の三者の協力は、現今に於ける労働者の最も重大であつて、當然なる紛議を除去し、併せて資本家にも、その本質に適應する狀態を保持するを得せしむるものである。

第十五章 結論

以上述べ來つた所を終るに當り、雇主並びに労働者に衷心より要望する所は、互に從來の如く、反抗的神氣をもつて、對立することを廢めて、互に相倚り相援け、協調の下に事を行ふべきことである。既に大戰を経過して、勝利の榮冠は、愛國的協同的精神の發露に依つて、終に吾人の手に歸した。吾國はその歴史に於て、最も大なる危機を経過したのである。英帝國の國民が、男女ともに能く天意に副つたのは、艱難が大であつて、且明らかに吾人を刺戟した爲である。然るに一旦戰亂が終るや、各人協同の必要が、戰時中のやうに明瞭でもなく、又た戰時中の愛國心の發露も、亦た之を見ることが出來なからう。而かも吾が英國の男女が、軽がて吾人の

眼前に展開し来るべき産業紛議に於て失敗したならば、此の大英國は宛かも戦敗者の如く粉碎せらるゝであらう。破産せる國家は、國民に取りて、毫も必要がない。國家の財政上の必要は、戦前の如き産業政策を以つてしては、充すべくものである。國家の現状は、各人の非常なる努力を以つてするに非ざれば、又た恢復するに由なきものである。

個々の労働者をして、戦争に因る國家財政上の負擔は、彼等に無關係であると思はしめてはならない。戦後彼等は、必然——但し恐らくは間接ではあらうが——重視の影響と資本の缺乏とを感するであらう。如何となれば、消費すべく、または投資すべき餘富多くないからである。『富の徵發』といふ恐るべき叫びも、救濟を與ふるに由ないであらう。吾人が今聲を高うして救濟を求むるを得るは、實に富の生産に於てのみ然るのである。

戦時中、軍需品の製出を維持することが、國民の義務であつたやうに、平時に於ては吾が國の産業維持を圖ることが、國民の義務であらう。斯くして各個の労働者は、労働條件の大體を割せられたる代償として、生産額を局限せないことと、雇主に個人的責任を負ふべきことを以つて、國民の義務と感ずるやうになるであらう。同時に各個の雇主には、若し労働者の合理的欲求を充たすことを拒み、又は凡ての問題につき、人道的態度を實現することをしなければ、重大なる責任を負はしむるであらう。唯資本と労働との親密なる協調のみが、産業上の平和と社會の平和とを齎らすであらう。此の協調を外にしては、吾人が斯く要望せる理想を實現することは、到底不可能たるを免れない。

終りに臨み、吾人はカーライル氏の『過去及び現在』から、次の數回を

引照するであらう。

『然しながら、労働者諸君よ。諸君は既に労働し、人間として或る種の氣品を有するが、全世界は諸君に對して、更に新らしい労働と、新らしい氣品とを要求する。男らしさ、正義、慈愛、理智を以つて、反抗、軋轢、自棄の念を壓服せよ。混亂は地獄のやうに深い。光明を與へよ。然らば地獄の代りに花咲き亂る、樂園を現出する。此の事たる、實に偉大である。そして是れ以上偉大なものはない。神に造られたもの——人間——を一層充實し、改善し、神に對して耻づる所なからしめ、人間の心を一層賢く、男らしく平和に、幸福ならしむることは、實に神に對して爲すべき吾人の務めである。反抗、野蠻、自棄の焦熱地獄も、人の力に依つて極樂とすることが出來る。即ちその汚れ、その反抗、その反抗に

到る原因を除き、永久の天界はアーチの如く、上空に懸り、精巧なる機械は運轉し、煙突は林立し、斯くて樂園は生れ、神人舉つて之れを歓迎するであらう。』

若し此の理想にして實現せらるゝならば、あらゆる悲劇を齋らしたる曠古の大戦も、終に空しくは終らないであらう。

不許複製

□ 定價
金 壹 圓

大正九年六月二十日印刷
大正九年六月三十日發行

〔勞資共益法〕

譯者 田中

譯者 松本

發行者 茅原

東京市本郷區弓町一丁目二十五番地

印刷者 武藤正

廣茂晃貢

發行所 日本評論社出版部

東京市本郷區弓町一丁目二十五番地
電小石川一九七一振替東京九六七八

成巧印刷所印刷

362
224

19.8.14

終

